

ボアソナード記念現代法研究所

I 2021年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2021年度大学評価結果総評】(参考)

現代法研究所では、2020年度は新型コロナウイルス拡大防止による活動制約があったにもかかわらず、研究成果とその発表において、質と量ともに十分な成果を上げたといえる。これは高く評価されるべきものであり、2021年度においてもこうした活動の継続が期待され、その期待に応える成果を上げるであろうと推測できる。ただ、中期目標で掲げられている研究成果や資料の公開について、本研究所は、従来からある方法(紙媒体など)を想定していると推測されるが、インターネットを活用した情報発信について何かしらの行動が起こせるように年度目標の中に付け加えると良いと思われる。研究成果や資料の公開については、研究所内の研究プロジェクトごとに整理された形でインターネット経由で公開されると、本研究所の研究上の特色を対外的にアピール出来ると思われる。当面は日本語ページの拡充のために注力し、長期的には海外に向けた情報発信(英語のwebサイトの充実)も積極的に出来ると一層良いであろう。こうした観点も今後の公開のあり方を考える機会にあわせての検討を期待したい。

【2021年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

現代法研究所ではこれまでいくつかの分野でプロジェクトベースの研究活動を実施してきており、2021年度は、法史学(1)、社会法(1)、都市法(2)、現代法システム(5)、国際関係(2)、ボアソナード関係資料収集委員会(1)という、12のプロジェクトが研究活動を実施し、研究成果を活発に発表してきた。これらの研究成果である叢書の刊行についても、2021年度は2冊が発刊された。

2021年度の評価結果に指摘された研究成果の情報発信については、2021年度中に刊行済みの叢書の販売サイトへのハイパーリンクを貼ることにより、叢書の概要を確認することができるように整備するなどの対応を行った。今後は、さらなる研究成果の情報発信方法について検討を行っていききたい。

【2021年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、多様な分野でプロジェクトベースの研究活動を実施しており、2021年度においてもその成果は期待に違わず、質量共に十分な成果をあげている点は高く評価できる。ちなみに2021年度は、最もプロジェクト数が多い現代法システムを筆頭に、他の五つの分野で活動が活発に行われており、それらの成果は叢書の刊行へと結実している。研究成果の情報発信については、刊行済みの叢書の販売サイトへのハイパーリンクを貼ることにより、叢書の概要を確認することができるよう整備した点で、2021年度は改善が見られた。今後も、さらなる研究成果の情報発信方法について検討し、各施策を着実に実施していくことが期待される。

II 自己点検・評価

1 理念・目的

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、研究所(センター)の目的を適切に設定しているか。

1.1①研究所(センター)として目指すべき方向性等を明らかにした理念・目的が設定されていますか。2018年度1.1①に対応

はい

※理念・目的の概要を記入。

本学に多大なる貢献をしたボアソナード博士に由来し創設された本所は、博士に関わる文献・資料の収集を目的の一つとしている。また、従来の法律学のフレーム内では解決が困難である複雑な問題事象を、現代的な視点から学際的アプローチをすることによって、本質へ接近し、現実的な解決策を提示していくことも目標としている。

1.1②理念・目的の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。2018年度1.1②に対応

※検証を行う組織(各種委員会等)や検証の時期等、具体的な検証プロセスを記入。

2019年度より質保証委員会を組織し、当研究所の理念・目的や、活動方針等に関する検証を行ってもらっている。この質保証委員会での議論・意見をふまえ、毎年の第1回運営委員会において、自己点検・評価について議論を行う際に、研究所および理念・目的の適切性やその見直しについて審議・確認を行っている。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善することができた、A:従来通り効果的に取り組むことができた、B:改善することができなかった。」を意味する。

1.2 研究所（センター）の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

1.2①研究所（センター）の理念・目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していますか。2018年度1.2①に対応

はい

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容

長所としては、①本学に多大なる貢献をしたボアソナード博士関連の資料の収集を継続していること、および②従来の法律学のフレーム内では解決が困難である複雑な問題事象について、学際的研究を行っていること。なお、②については、添付される「活動報告書」に記載されている各プロジェクトのメンバー一覧をご覧いただきたい。

(3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

2021年度大学評価結果で指摘されたとおり、当研究所の活動に関する情報発信の方法や内容に課題がある。また、2021年度質保証委員会からの指摘をふまえ、活動形態の多様化に対応した研究所会議室の設備充実化を図るなどの、研究環境の質的向上も必要である。

【理念・目的の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、本学に貢献したボアソナード博士に関する文献・資料の収集を目的の一つとして掲げている。また、従来の法律学のフレームでは解決困難な複雑な問題について、現代的な視点をもって学際的なアプローチをとることで、現実的な解決策を提示することを目標にしている。こうした本研究所の目的や理念の検証に関しては、2019年度から設置された質保証委員会によって検証がなされ、毎年3回～4回のペースで開催される運営委員会において、理念・目的の適切性やその見直しに関する審議・確認をおこなっている。ただし、「活動報告書」に記載されている各プロジェクトのメンバー一覧を参照するだけでは、活動報告の実際についての公表としては不十分であり、改善が望まれる。さらに、研究所の活動に関する情報発信の方法や内容についての課題が自覚されているが提案の段階にとどまっている。この点について、さらなる課題解決が期待される。

2 内部質保証

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 内部質保証システム（質保証委員会）を適切に機能させているか。

2.1①質保証活動に関する各種委員会は適切に活動していますか。2018年度2.1①に対応

はい

【2021年度における質保証活動に関する各種委員会の構成、活動概要等】※箇条書きで記入。

2019年度より質保証委員会（当研究所の研究員以外の者4名で構成）を組織し、当研究所の理念・目的や、活動方針等に関する検証を行ってもらっている。2021年度は、2022年2月25日に会議を開催した。

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容

当研究所の質保証委員会は、当研究所の研究員以外の者で構成されており、当研究所の活動を客観的に評価できる体制が

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

整えられている。また、2021年度の当研究所の所長が、同じ附置研究所である大原社会問題研究所の質保証委員を務めていることから、他の機関における質保証のあり方をフィードバックできる点も強みである。

(3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

| 内容 |
|---|
| 当研究所の質保証委員会は、2019年度に組織されたばかりである。そのため、質保証のあり方に関する経験が少なく、その適切なあり方について模索中である。なお、このような課題を克服するため、2022年度の質保証委員は、2021年度の構成員全員に留任していただいた。 |

【内部質保証の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、2019年度から質保証委員会が組織され、研究所の理念・目的、活動方針などに関する検証をおこなっている。委員会のメンバーは研究所の研究員以外で構成されており、研究所の活動を客観的に評価できる体制が整えられている。2021年度から当研究所の所長が、大原社会問題研究所の質保証委員を務めており、質保証のあり方について双方の視点から検証される点については高く評価できる。質保証委員会の設置から日が浅いため、質保証のあり方に関する経験が少なく、適切なあり方を模索中であることから、今後の改善に期待したい。

3 研究活動

(1) 点検・評価項目における現状

3.1 研究所（センター）の理念・目的に基づき、研究・教育活動が適切に行われているか。

3.1①研究・教育活動実績（プロジェクト、シンポジウム、セミナー等） 2021年度1.1①に対応

※2021年度に研究所（センター）として実施したプロジェクト、シンポジウム、セミナー等について、開催日、場所、テーマ、内容、参加者等の詳細を簡条書きで記入。

【プロジェクト】

- ・社会法「裁判実務上確立したとされる最高裁判例法理の再検討」
- ・現代法システム論「消費者紛争解決手段の発展に向けた実体法・手続法の役割」
- ・現代法システム論「実効的な救済の公法学的研究」
- ・国際関係「権威主義化の進む世界と憲法改正」
- ・都市法「地方自治制度の基礎理論の思想史的展開と現代的展望に関する研究」
- ・ボアソナード関係資料収集事業

【シンポジウム・セミナー・研究会等】

<現代法システム論>

- ・自治体議会改革フォーラム／市民と議員の条例づくり交流会議主催「進化する議会 デジタル・サイバーシティ」 2021年7月31日 廣瀬克哉（基調提起／総括提起）・土山希美枝（参加）
- ・都道府県議会議員研究交流大会 第一分科会「非常時における議会のあり方」 2021年11月15日 土山希美枝（キーンノートスピーチ／パネル司会）
- ・参議院行政監視委員会調査室にて「政策議会の一般質問」「自治体一般質問の作成支援」 2021年12月22日／3月15日 土山希美枝（報告）
- ・自治体議会改革フォーラム／市民と議員の条例づくり交流会議主催の「コロナ禍2年でわたしたち議会は何を獲得できたのか」 2022年3月27日 廣瀬克哉（基調提起／総括）

<ボアソナード関係資料収集事業>

- ・名古屋大学 佐野智也特任講師を事務局とする民法制定史研究会と共同で「台湾・韓国における梅謙次郎の活動について」 2022年3月26日 岡孝

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

・2021 年度活動報告書

3. 1②対外的に発表した研究成果（出版物、学会発表等）2021 年度 1. 1②に対応

※2021 年度に研究所（センター）として刊行した出版物（発刊日、タイトル、著者（当研究所関係者は下線付記）、内容等）や実施した学会発表等（学会名、開催日、開催場所、発表者（当研究所関係者は下線付記）、内容等）の詳細を箇条書きで記入。

【図書・論文・論考・雑誌等】

- ・藤木貴史「最高裁判例法理の再検討⑧御國ハイヤー事件 ピケッティング」労働法律旬報 1995 号、27～43 頁
- ・沼田雅之・浜村彰・細川 良・深谷信夫編著「労働法における最高裁判例の再検討」旬報社（2022 年）
- ・金子匡良「部落差別撤廃の法制化」朝治武・黒川みどり・内田龍史（編）『現代の部落問題』（講座近現代日本の部落問題 3）（解放出版社、2022 年）111-149 頁
- ・大江毅「《研究報告》遺産確認の訴えに関する理論的検討」民訴雑誌 68 号（2022 年）240-247 頁
- ・嘉藤亮「地方自治にかかわる判例動向研究 岩沼市議出席停止処分取消請求事件最高裁大法廷判決」自治総研 2021 年 10 月号（516 号）86-106 頁
- ・土屋仁美「ふるさと納税における返礼品の功罪と問題点」地方議会人 52 巻 5 号（2021 年）16-20 頁
- ・土屋仁美「食料への権利に基づく主要農作物種子法廃止の問題点—規制緩和・撤廃立法に対する司法審査の必要性（上）」法學志林 119 巻 4 号（2022 年）1-28 頁
- ・吉村顕真「『懲罰的』損害賠償の民事的解釈—アメリカ法の学説に着目して—」青森法政論叢 22 号（2021 年）21-41 頁
- ・小谷昌子「医師法 17 条にいう「医業」の内容となる医行為の意義—タトゥー事件最高裁決定」現代民事判例研究会編『民事判例 22 2020 年前期』（日本評論社、2021 年）122-125 頁
- ・小谷昌子「〔研究ノート〕予防接種における同意についての覚書」神奈川法学 54 巻 1 号（2021 年）21-45 頁
- ・名和田是彦「日本型都市内分権の完成形・限界・展望 ～高松市を素材として～」『法學志林』第 119 巻第 2 号、2021 年、57～104 頁
- ・淵元初姫（2021）「母親、父親、専門職、サードパーティが支える子どもの居場所づくり」石井大一郎編著『横浜の市民活動と地域自治』東信堂、85～105 頁
- ・嶋田暁文（2022）「新しい政策をつくる」小田切徳美編著『新しい地域をつくる—持続的農村発展論』岩波書店、171-188 頁
- ・嶋田暁文（2022）『「農村・農山村での暮らし」を持続させるには？～困難な状況を乗り越えるための創意工夫～』『都市問題』2022 年 3 月号、4-14 頁
- ・土山希美枝（2021）「自治体議会の「対話と議論」」法學志林 119 巻 2 号、2021 年 10 月、105-129 頁
- ・土山希美枝（2021）「一般質問を議会の政策資源に①鷹栖町「週刊誌中づり広告風議会チラシ」とその核心」『議員 N A V I』（第一法規 Web マガジン、連載「ヒロバな議会でいこう」第 11 回）、2021 年 4 月
- ・土山希美枝（2021）「一般質問を議会の政策資源に②「議員ひとりのもの」で閉じないルート開拓を」『議員 N A V I』（第一法規 Web マガジン、連載「ヒロバな議会でいこう」第 12 回）、2021 年 6 月
- ・土山希美枝（2021）「一般質問を議会の政策資源に③別海町議会「一般質問検討会議」が示唆すること【前編】」『議員 N A V I』（第一法規 Web マガジン、連載「ヒロバな議会でいこう」第 13 回）、2021 年 8 月
- ・岡崎加奈子（共著）（2022）『官邸主導と自民党政治—小泉政権の史的検証』奥健太郎・黒沢良編著、執筆部分「第 5 章 事前審査制の変容と国会—小泉政権初期の国会改革と国会運営」、吉田書店、2022 年 2 月
- ・長野基（2021）「議会基本条例の制定・検証・改正の特徴と展望」『ガバナンス』2021 年 6 月号（ぎょうせい）pp. 17-19.
- ・長野基（2022）「ローカル・ガバナンスを支える『議事補佐』」『自治日報』（2022 年 3 月 7 日、p. 3）自治日報社
- ・長野基（2021）「行政評価の活用と議会」『自治日報』（2021 年 8 月 27 日、p. 3）自治日報社
- ・長野基（2021）「書評 新川達郎・江藤俊昭著『非常事態・緊急事態と議会・議員：自治体議会は危機に対応できるのか』」自治体学会『自治体学』35(1)、p. 82.
- ・大澤彩「消費法」岩村正彦ほか編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021 年）231-271 頁
- ・大澤彩「オンラインサービス利用規約における条項の『不明確』性について」NBL1193 号（2021 年）4-12 頁
- ・大澤彩「『定型取引』概念誕生による約款・不当条項規制の変容と今後（序論）」消費者法研究 9 号（2021 年）111-139 頁

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

- ・大澤彩「取引の『定型化』と民法・消費者法の役割」NBL1199号（2021年）32-41頁大澤彩「消費者・事業者概念を問
い直す」現代消費者法53号（2021年）13-19頁
- ・大澤彩「社会の変容とこれからの民法・消費者法」法学教室499号（2022年）13-19頁
- ・『債権法改正と判例の行方』 編著者：秋山靖浩・伊藤栄寿・宮下修一、共著者：都筑満雄、石田剛、中原太郎、水津太
郎、他4名 日本評論社 pp.1-410、pp.181-193「16期限前弁済による貸主の損害賠償」、pp.283-295「24貸主の地位
の移転」、pp.369-380「直接取引と不動産仲介業者の報酬請求権」
- ・「2021年学界回顧民法（財産法）」法律時報93巻13号 共著者：山野目章夫、白石大、石綿はる美、都筑満雄、根本尚
徳、李采雨 日本評論社 pp.67-91、pp.79-83「5債権総論」、pp.83-86「6契約」
- ・大澤逸平「消費者裁判手続特例法に基づき提起された共通義務確認の訴えにおいて確認対象となる損害の範囲（東京地
判令和2・3・6消費者法ニュース124号308頁）」専修大学法学研究所紀要47民事法の諸問題XVI67-80頁（2022年2
月）
- ・山城一真「契約当事者の判断能力と消費者契約法—『能力型』の契約規制をめぐる諸問題」消費者法研究9号（2021年）
83-110頁
- ・山城一真「契約当事者の判断能力と消費者契約法—私法における転換の論理を追って」NBL1199号（2021年）24-31頁
- ・山城一真「脆弱な消費者と行為能力」現代消費者法53号（2021年）26-32頁
- ・杉本和士「インターネット上の匿名誹謗中傷をめぐる民事紛争と法一発信者情報開示請求制度・民事裁判手続の在り方
をめぐって」法学セミナー803号（2021年）39-44頁
- ・内海博俊「(判例評釈) 執行債権者が執行債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において執行費用相当額等を
損害として主張することの制限」私法判例リマックス(63)126-129頁（2021年）
- ・内海博俊「(講演) 多数人のための訴訟追行について—任意的訴訟担当を中心に」司法研修所論集131号（2022年）131-
171頁
- ・溝口修平「ロシアがNATOに強硬姿勢をとる理由」『外交』第71号、67-72頁、2022年
- ・溝口修平「2021年下院選挙—プーチン体制の安定性への含意」令和3年度外務省外交・安全保障調査研究事業『大
国間競争時代のロシア』日本国際問題研究所、17-22頁、2022年
- ・武藤祥「ポスト・グローバル時代における政治の『権威主義化』」岩崎正洋(編)『ポスト・グローバル化と国家の変容』
所収(2021年11月、ナカニシヤ出版)
- ・武藤祥「ヨーロッパ『周辺』における戦間期の危機—比較研究のための予備的考察」『立教法学』第106号、345-362ペ
ージ(2022年3月)
- ・岩坂将充「民主主義の後退と政治の『大統領制化』の射程—トルコの事例から」、岩崎正洋編著『議会制民主主義の揺
らぎ』勁草書房、137-156頁
- ・岩坂将充「トルコの選挙制度における阻止条項の機能低下—人民民主党をめぐる戦略と選挙連合」、『年俸政治学』2021-
1号、62-80頁
- ・國分典子「韓国軍刑法の『同性愛禁止規定』と憲法裁判所の判断」法学志林119巻3号、2021年、81-100頁
- ・金谷美紗「シーシー政権の反対勢力戦略の効果とリスク」『中東研究』第542号（2021年度Vol.II）、2021年、74-80
頁

【講演・インタビュー・学会発表等】

- ・奥健太郎・岡崎加奈子・小宮京『一所懸命—保科弘氏（元自民党国会対策委員会事務部長）談話速記録』、東海大学、
2021年12月。
- ・長野基「コロナ禍対応と議会運営改革について」、岩手県町村議会議長会「岩手県町村議会議長会 町村議会議員研修
会」、2021年5月24日（岩手県自治会館）。
- ・大澤彩「取引の『定型化』と民法・消費者法の役割」日本私法学会第84回大会シンポジウム「転換期の民法・消費者
法」2021年10月10日（オンライン開催）
- ・山城一真「契約当事者の判断能力と消費者法」日本私法学会第84回大会シンポジウム「転換期の民法・消費者法」2021
年10月10日（オンライン開催）
- ・Kazuma Yamashiro, La protection civile des consommateurs au Japon, Université Bejia, Algeria/Colloque
International sur l'Adaptation et l'Efficacité Des Régles de Protection Des consommateurs (2022年3月15
日)

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことが
できた。B：改善することができなかった。」を意味する。

- ・Shuhei Mizoguchi “Middle-Class Nationalism in Post-Crimean Russia” ICCEES the 10th World Congress, Montreal (Virtual Congress), August 6, 2021.
- ・溝口修平「支配政党の動員力衰退期における中央・地方関係の変化ーロシアの事例からー」日本比較政治学会 2021 年研究大会、分科会 A、慶應義塾大学（オンライン）、2021 年 6 月 26 日
- ・Sho Muto, “Las dictaduras ibéricas desde el punto de vista del desarrollo político”, I Congreso Internacional DERECHAS, HISTORIA Y MEMORIA: TEORÍA Y PRAXIS DE LAS DICTADURAS EN EL PODER, (於 :マドリード自治大学、2022 年 3 月 23 日～25 日、報告者はオンラインにて参加)
- ・IWASAKA Masamichi, “A Transformation of Horizontal Accountability in Turkey?: Judicial Reforms and Their Influence on Judicial Review”, The 26th World Congress of Political Science, International Political Science Association (IPSA), Lisbon, Portugal (Online), 14 July 2021.
- ・國分典子「韓国における民主主義と立憲主義-憲法の視点から」関西大学 3 研究所合同シンポジウム「韓国の現在」基調講演、2022 年 3 月 5 日
- ・金谷美紗「トルコの近隣外交：域内の対立緩和に向けた動き」公益財団法人笹川平和財団主催公開ウェビナー、2021 年 10 月 13 日

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・2021 年度活動報告書

3.1③研究成果に対する社会的評価（書評・論文等）2021 年度 1.1③に対応

※研究所（センター）がこれまでに発行した刊行物に対する 2021 年度に書かれた書評（刊行物名、件数等）や 2021 年度に引用された論文（論文タイトル、件数等）、掲載コンテンツダウンロード件数、表彰・受賞歴等の詳細を記入。なお、研究所（センター）に該当するものがない場合は、研究所員によるものを含めることが出来る。但し、この場合は研究所の研究領域に関するものとする。

研究成果に対する書評等は多数あるため、そのすべてを収集することには限界がある。したがって、ここでは叢書に限定して記述する。

2021 年度刊行の叢書『労働法における最高裁判例の再検討』については書評が 1 件ある。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

<http://lavoroemore.cocolog-nifty.com/amoristaamorista/2022/04/post-c2ee92.html>

3.1④研究所（センター）に対する外部からの組織評価（第三者評価等）2021 年度 1.1④に対応

※2021 年度に外部評価を受けている場合には概要を記入。外部評価を受けていない場合については、現状の取り組みや課題、今後の対応等を記入。

当研究所は、質保証委員会からの第三者評価を受けている。2021 年度の質保証委員会（2022 年 2 月 25 日開催）からは、大要下記のような指摘を受けた。

①新型コロナウイルス感染症の影響が今年度も続いた中で、研究活動を継続し、研究所の年度目標をほぼ達成したことは高く評価できる。

②他方、公開シンポジウムに関しては、研究成果を広く発信する機会であるとの認識のもと、その目標の実現に向けた工夫（研究活動上の実践例の共有、活動形態の多様化に対応した研究所会議室の設備充実化等）が引き続き図られることを期待する。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・2021 年度質保証委員会報告

3.1⑤科研費及びその他外部資金の応募・獲得状況 2021 年度 1.1⑤に対応

※2021 年度中に研究所（センター）として応募した科研費等外部資金及び 2021 年度中に採択を受けた科研費等外部資金について、研究担当者（代表・分担の別）、研究種目、事業名、実施年度、交付金額の詳細を箇条書きで記入。

<2021 年度中の応募>

科研費 33 件（うち分担者として 26 件）

<2021 年度中の採択>

科研費 6 件

・基盤研究(B) : 4 件 ・基盤研究(C) : 2 件

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S」：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

3.1⑥研究所（センター）における研究活動に関して、COVID-19 への対応・対策を行っていますか。行っている場合は、その内容を教えてください。2021年度1.1⑥に対応

※取り組みの概要を記入。

- ・運営委員会のハイブリッド方式での開催
- ・会議室における換気設備（サーキュレーター、空気清浄機）を設置、ハイブリッド会議システムの導入
- ・大学の警戒レベルに合わせた会議室の利用基準の適宜見直し

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・運営委員会議事録

（2）長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容

・当研究所の特徴を活かし、法学・政治学という学問領域を超えた研究プロジェクトが組織されていること。また、多様な研究の成果が着実に公表されていること。

（3）課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

・特になし

【研究活動の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、2021年度の活動実績としては、六つの研究プロジェクトを行い、シンポジウム・セミナー・研究会等に関しては四つを数える。これらの研究活動の実績は、当研究所の特徴から法学・政治学という学問領域の枠を超えた学際的な研究プロジェクトが組織されていることを明かしている。また、本来の当研究所の目的としてのボアソナード博士関連の資料収集事業についても一件の活動を認めることができる。これらの研究以外にも、図書・論文などの発表が多数にのぼり、研究所の研究実績としては極めて高く評価できる。また国内外の研究者との共同研究に関しても、コロナ禍の影響からオンラインでの開催を余儀なくされているとはいえ、積極的にオンラインの機会を取り入れる点では高く評価できる。またこれらの研究成果に対する社会的評価としては、叢書に関して書評が1件のみ挙げられているとしても、それ以外の成果についての社会的評価は十分に得られているものと考えられる。科研費に関しては2021年度については分担者としての応募も含めて33件あるのに対して、実際の採択が6件のみというのは残念な結果である。2020年度までの継続の科研費がない点も考慮すると、新規の採択数が少ないという点について、研究内容の精査、さらには研究内容の多様性などを考慮して、戦略的に対応することが期待される。もちろん、採択数が直接的に当研究所の研究活動の社会的意義に直結するものではないが、昨今の科研費・外部資金の獲得率・獲得数が研究の社会的評価に関わる点もあることから、今後の研究活動のあり方に期待したい。COVID-19への対応・対策については運営委員会のハイブリッド方式の採用、会議室等の換気設備など適正に行われている。

4 教育研究等環境

（1）点検・評価項目における現状

4.1 教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

4.1①ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、技術スタッフなどを配置することによる、教員の

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

教育研究活動を支援する体制は整備されていますか。2018年度 4.1①に対応

| |
|--|
| A: 従来通り効果的に取り組むことができた |
| ※教育研究支援体制の概要を記入。 |
| ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなどは、予算の関係上とくに配置していないが、専任職員や臨時職員が配置され、資料の整理等の援助がなされている。 |
| 【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。 |
| ・特になし |

4.1②研究所（センター）として、教育研究環境の整備に関して、COVID-19 への対応・対策を行っていますか。行っている場合は、その内容を教えてください。新規

| |
|---|
| ※取り組みの概要を記入。 |
| ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなどを配置していないので、教育研究環境の整備に特化した対応は行っていないが、資料の整理等にも従事している専任職員や臨時職員のために、空気清浄機を導入している。 |
| 【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。 |
| ・特になし |

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

| |
|-------|
| 内容 |
| ・特になし |

(3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に行っている場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

| |
|-------|
| 内容 |
| ・特になし |

【教育研究等環境の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、予算の関係上、ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフを配置していないが、専任職員・臨時職員が配置され、資料の整理等の援助がある。また研究環境の整備については、空気清浄機を導入し、COVID-19 に対する対応としている。

5 社会貢献・社会連携

(1) 点検・評価項目における現状

5.1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

5.1①学外組織との連携協力による教育研究の推進に関する取り組み及び社会貢献活動を行っていますか。2018年度 5.1①に対応

| |
|--|
| A: 従来通り効果的に取り組むことができた |
| ※取り組み概要を記入。 |
| 新型コロナウイルス感染症の拡大により、学外組織との連携のとれたシンポジウム等は開催できていないものの、研究員が他の団体主催のシンポジウムにパネラーとして出席したり（自治体議会改革フォーラム／市民と議員の条例づくり交流 |

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S: さらに改善することができた、A: 従来通り効果的に取り組むことができた。B: 改善することができなかった。」を意味する。

| |
|--|
| 会議主催「進化する議会 デジタル・サイバーシティ」等)、他の組織に所属する研究者や実務家等と研究会を開催するなどして、学外組織との連携協力が活発に行われている。 |
| 【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 |
| 【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。 |
| ・2021年度活動報告 |

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

| 内容 |
|---|
| ・当研究所の目的からして、学外組織との連携協力による学際的研究がなされることが前提となっている。よって、特になし。 |

(3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

| 内容 |
|-------|
| ・特になし |

【社会貢献・社会連携の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、学外組織との連携は、新型コロナウイルス感染拡大のため積極的には連携が取れないにせよ、他の団体組織主催のシンポジウムに研究員がパネラーとして参加したり、他組織に所属する研究者などと研究会を開催したりすることによって、学外組織との連携が活発に行われている。

6 大学運営・財務

(1) 点検・評価項目における現状

6.1 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

6.1①運営委員会等の権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われていますか。2018年度6.1①に対応

| |
|--|
| はい |
| ※概要を記入。 |
| 現代法研究所規程に則り、所長を議長とする運営委員会において研究所の組織運営・管理等に関する重要事項を審議し決定を行っている。 |
| 【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。 |
| ・現代法研究所規程 |

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

| 内容 |
|-------|
| ・特になし |

(3) 課題・問題点

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

| 内容 | |
|-------|--|
| ・特になし | |

【大学運営・財務の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、現代法研究所規定に則り、所長を議長とする運営委員会において、研究所の組織運営・管理などに関する重要事項を審議し決定を行なっている。

III 2021年度中期目標・年度目標達成状況報告書

| No | 評価基準 | 研究活動 |
|---|--|---|
| 1 | 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> 法学・政治学・国際政治学の分野におけるプロジェクト・ベースの高度な研究の推進 ボアソナード博士記念研究所として相応しい近代日本における法・政治制度に関する研究の実施 |
| | 年度目標 | <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトごとの研究活動の着実な実施 外部研究者との連携等を含む開かれた研究の実践 各種資料等の収集・分析（特にボアソナード博士関連の資料） コロナ禍における研究活動の工夫の実践 |
| | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 各プロジェクトにおける研究活動の実施 各種資料等の収集・分析作業の実施 各プロジェクトにおける研究活動上の工夫の運営委員会における共有 |
| | 年度末報告 | 執行部による点検・評価 |
| 自己評価 | | S |
| 理由 | | コロナ禍の継続により、対面型の研究活動については引き続き制限された。しかし、オンライン会議システム等の活用により、大きな支障なく研究活動が行われた。 |
| 改善策 | 新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度継続するか不明であるが、対面型・オンライン併用の研究などが行われる可能性がある。このようなニーズに対応できるよう、会議室の衛生環境の改善、機器の充実を行う。 | |
| No | 評価基準 | 社会連携・社会貢献 |
| 2 | 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の公開 所蔵資料等の公開 |
| | 年度目標 | <ul style="list-style-type: none"> 研究書の刊行 公開研究会・シンポジウム等の開催 所蔵資料等の整理・公開 |
| | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 研究叢書を2冊刊行 公開研究会・シンポジウムを2回程度開催 所蔵資料等の整理・公開作業の実施 |
| | 年度末報告 | 教授会執行部による点検・評価 |
| 自己評価 | | A |
| 理由 | | 研究叢書を2冊刊行でき、かつ、所蔵資料等の整理等も順調に実施できた。しかし、コロナ禍のため、公開研究会の実施1回にとどまり、シンポジウムの開催について目標（2回）を達成できなかった。 |
| 改善策 | 研究叢書2冊の刊行のための環境整備を引き続き行う。 シンポジウムのオンラインでの開催等を各研究プロジェクトに対して促す。 | |
| 【重点目標】 | | |
| 新型コロナウイルスの影響下においても、プロジェクトごとの研究活動を着実に実施する。 | | |
| 【目標を達成するための施策等】 | | |

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

各プロジェクトによる研究活動の実施、および研究活動上の工夫の共有

【年度目標達成状況総括】

研究叢書を2冊刊行（2020年度は1冊）できたことは、率直に評価できよう。今後も、研究叢書の2冊刊行ができるよう努めたい。

新型コロナウイルス感染症の影響下における研究活動方法にも順応し、プロジェクトとしての取り組みは順調に進められた。

シンポジウムの開催等については、オンライン開催等の工夫をして前進させる必要がある。

【2021年度目標の達成状況に関する大学評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、2021年度目標において、新型コロナウイルスの影響下においても、プロジェクトごとの研究活動を着実に実施するという点について、対面型の研究活動については制限されたものの、オンライン会議システムなどの活用により、大きな支障もなく研究活動が行われたことは高く評価できる。2022年度以降もコロナ禍の影響が続く可能性もあり、対面型・オンライン併用の可能性を視野に入れることで、支障なく研究活動が継続できることを期待したい。そのためにも、研究活動を実施可能にする会議室などの衛生環境の改善、情報機器の充実をはかることが必要であろう。また2021年度目標として掲げられていたプロジェクトごとの研究活動の実施と、所蔵資料等の整理・公開作業の実施については、コロナ禍にもかかわらず、研究叢書を2冊刊行できたことは高く評価できるが、公開研究会やシンポジウムの開催については目標を達成されていない点については改善の努力が必要であろう。そのためにも、研究会やシンポジウムを対面だけでなく、オンラインでの開催や、対面・オンライン併用の実施を念頭におくことが望まれる。

IV 2022年度中期目標・年度目標

| No | 評価基準 | 研究活動 |
|---|------|---|
| 1 | 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> 法学・政治学・国際政治学の分野におけるプロジェクト・ベースの高度な研究の推進 ボアソナード博士記念研究所として相応しい近代日本における法・政治制度に関する研究の実施 |
| | 年度目標 | <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトごとの研究活動の着実な実施 外部研究者との連携等を含む開かれた研究の実践 各種資料等の収集・分析（特にボアソナード博士関連の資料） コロナ禍における研究活動の工夫の実践 |
| | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 各プロジェクトにおける研究活動の実施 各種資料等の収集・分析作業の実施 各プロジェクトにおける研究活動上の工夫の運営委員会における共有 |
| No | 評価基準 | 社会連携・社会貢献 |
| 2 | 中期目標 | <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の公開及び情報発信方法等の検討 所蔵資料等の公開 |
| | 年度目標 | <ul style="list-style-type: none"> 研究書の刊行 公開研究会・シンポジウム等の開催 所蔵資料等の整理・公開 研究成果の情報発信方法・内容の検討 |
| | 達成指標 | <ul style="list-style-type: none"> 研究叢書を2冊刊行 公開研究会・シンポジウムを2回程度開催 所蔵資料等の整理・公開作業の実施 情報発信方法・内容に関する運営委員会での検討 |
| <p>【重点目標】</p> <p>ウィズコロナ時代における研究のあり方についての検討</p> <p>【目標を達成するための施策等】</p> <p>各プロジェクトによる研究活動上の工夫について、運営委員会で共有する。</p> | | |

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

【2022 年度中期目標・年度目標に関する大学評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、2021 年度においてはコロナ禍の影響もありながら、各プロジェクトによる研究活動の取り組みについて多様な成果をあげており、高く評価できる。それは研究叢書を 2 冊刊行できたことに結実しており、極めて高く評価できる。ただその一方で、紙媒体の公刊に限定されており、2021 年度中期目標・年度目標に関する大学評価においても指摘されているように、今後はインターネットを活用した海外向けの情報発信も視野に入れ、研究成果の公表を紙媒体だけでなく電子媒体で行う可能性も検討することが望まれる。また、研究会・シンポジウムなどの開催についても、対面型の開催に限定されることなく、対面・オンライン併用のハイブリット方式や、オンライン開催に限定した開催など、具体的なさまざまな可能性を模索し、工夫することが必要であろう。

【大学評価総評】

ボアソナード記念現代法研究所は、ボアソナード博士の名を冠する本学の主たる研究所の一つとして、国内外にその研究活動が注目されるべき研究機関である。2020 年度・2021 年度と新型コロナウイルス感染症の拡大にもかかわらず、その研究活動そのものは質量ともに十分な成果をあげている点は、極めて高く評価できる。たとえコロナ禍の状況下にあっても、研究員の地道な活動によって、規模の大小に関わらず、研究会活動やシンポジウムなどを国内外に向けて開催することによって、国内外の研究者との連携を図り、国際的・学際的な研究連携をますます進める必要がある。ただインターネットやオンラインを用いた研究会・シンポジウムの開催についてはまだ十分に展開されているとは言い難い。さらに、プロジェクトの研究成果の公表・公開についても、インターネットに基づく研究活動の成果発表を促進することを期待したい。2021 年度大学評価総評にもあるように、「長期的には海外に向けた情報発信（英語の web サイトの充実）も積極的に出来る」ような体制を作り上げることも期待したいところである。

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。